

無料低額診療事業の保険薬局への拡充を求める意見書

無料低額診療事業は、社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。

しかし、保険薬局は無料低額診療事業の実施事業所にはなれないため、無料低額診療事業を利用し医療機関を受診した場合であっても、院外処方箋により処方される薬代については変わらずに自己負担しなければならず、医薬分業の進展により、院外処方へ移行する医療機関の増加も相まって、生計困難者にとって大きな負担となっている。

こうした状況を受け、旭川市や苫小牧市など、無料低額診療事業の利用者の保険薬局での薬代を独自に助成する自治体も出てきている。

しかしながら、医療は本来、全国一律の基準で平等に受けられるべきものであることから、国においては、無料低額診療事業を保険薬局へも拡充するよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 27 日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
あて